○小さな地域づくり活動応援補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、人口減少と少子高齢化が進展し地域の社会資源等が消失する地域において、いつまでも元気で安心して暮らせる地域をつくることを目的として、地域の多様な団体が取り組む支え合いの仕組みづくりなどの地域活動（以下「地域活動」という。）を促進するため、予算の範囲内において補助金を交付する。

（定義）

第２条　この要綱において地域の多様な団体とは、次の各号に該当する団体とする。

(１) 自治振興区が推薦する自治会及び地域の住民団体等

(２) 学生サークル及びまちづくり活動団体等

(３) その他、庄原市社会福祉協議会長（以下「会長」という。）が認めた団体等

（補助対象）

第３条　補助金の対象は、第２条に掲げる者が次の各号のいずれかに該当する地域活動の実施に要する経費とする。

(１) 地域の支え合いの仕組みづくり活動

(２) 地域課題の解決をめざす社会貢献活動

(３) 交流や定住を促進する地域活動

(４) その他の地域づくり活動で会長が必要と認めたもの

２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業及び経費については補助の対象としないものとする。

(１) 政治活動又は宗教活動

(２) 備品購入だけを目的とした事業及び経費

(３) 補助対象者の賃金及び飲食等の食料費

(４) その他、会長が不適切と認めた経費

（交付申請）

第４条　補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、毎年６月末日までに交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添え会長に提出しなければならない。

(１)　事業計画書

(２)　収支予算書

(３)　その他会長が必要と認める書類

２　会長は、前項に定める申請期日までに当該年度の予算額を満たす申請がなかったときは、追加申請を受けることができる。

（審査会）

第５条　補助金交付の適正及び公平を期すため、補助金交付審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

２　審査会は、別に定める庄原市社会福祉協議会政策企画会議をもって充てる。

３　審査会は、この要綱の目的に沿って審査を行うとともに、申請事業に関し必要に応じて助言を行うものとする。

４　審査会は、公正及び公平に審査を行うものとし、審査の過程において知り得た情報は公表してはならない。

（補助額）

第６条　１事業あたりの補助限度額は別表に定める額のとおりとする。

（交付決定）

第７条　会長は、第４条に定める申請書を受理したときは、審査会の審査結果に基づき、交付決定通知書（様式第２号）により補助申請者に通知するものとする。

２ 会長は、審査の結果、補助金を交付することが適当でないと認めたときは、速やかにその旨を補助申請者に連絡するもとする。

（概算払）

第８条　会長は、補助金の交付目的を達成するため又は補助事業の性質上、事業の完了前に補助金を交付する必要があると認めるときは、交付決定額の全部又は一部を事前に概算払により交付することができる。

２ 補助申請者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金概算請求書（様式第３号）に交付決定通知書の写しを添えて会長に対し、その定める期日までに補助金の交付を請求しなければならない。

３ 補助事業者は、概算払により補助金の交付を受けたときは、実績報告を行う際に、補助金精算書（様式第４号）を提出しなければならない。

４ 会長は前項の補助金精算書を審査し、交付すべき補助金の額を超える補助金が既に交付されているときは、補助金返納通知書（様式第５号）により期限を定めて返還を命ずるものとする。

（随時検査等）

第９条　会長は、補助金の交付を受けた者（以下「交付団体」という）に対し、随時、帳簿及び書類の提出を求め、又は指定する職員に必要な検査及び指示をさせることができる。

（報告書の提出）

第10条　交付団体は、事業完了の日から30日を経過した日又は補助金交付決定の通知を受けた日の属する年度の翌年度の4月20日までのいずれか早い日までに、実績報告書（様式第６号）に次に掲げる書類を添えて補助金請求書（様式第７号）とともに会長に提出しなければならない。

(１)　事業実績報告書

(２)　収支決算書

(３)　その他会長が必要と認める書類

（補助金の交付）

第11条　前条の規定により実績報告書及び補助金請求書が提出された場合は事業が適正に実施されているかを確認のうえ適正と認めるときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の返還等）

第12条　会長は、交付団体が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(１)　補助金をその目的以外に使用したとき。

(２)　第９条に規定する随時検査を拒んだとき。

(３)　第10条に規定する報告をしないとき。

(４)　その他会長が特にその必要を認めるとき。

（その他）

第13条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附　則

１　この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

２　第４条に定める交付申請書の提出期限は、平成30年度に限り９月末とする。

別表（第６条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 対象事業 | 補助限度額 |
| 1. 地域の支え合いの仕組みづくり活動 | １事業あたり５万円  ただし、1,000円未満切捨て |
| (２) 地域課題の解決をめざす社会貢献活動 |
| (３) 交流や定住を促進する地域活動 |
| (４) その他の地域活動で会長が必要と認め  たもの |

様式（省略）